

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について

平成25年4月26日
暴力団取締り等総合対策WT

元請事業者又は受託事業者による施工体制の把握

- 平成26年3月までに、岩手県、宮城県及び福島県において、県又は市町村単位の暴力団排除のための協議会を設立し、同協議会を通じて施工体制の把握を要請
- 平成25年7月、環境省より、元請事業者等による作業員名簿の確認及び施工体制台帳との照合等を通じ、雇用事業者及び施工体制の把握を行うことを求める通知を関係都道府県に発出

違法・不審情報の共有

- 平成25年7月、環境省より、違法・不審情報を把握した場合は、関係機関と連携しながら関係法令に照らして必要な措置を講じることを求める通知を関係都道府県に発出

検査・調査の強化

- 平成24年11月以降、国土交通省において、適正な取引の確保や不良不適格業者の排除のため、各県建設業許可部局と合同で、被災3県において新たに営業所を設立するなどした建設業者への立入検査等を実施
- 平成24年11月以降、法令遵守の徹底を啓発するため、国土交通省において、建設業者を対象にリーフレットを配布するとともに関係機関との連携による講習会を開催

事業者に対する啓発等

- 平成26年5月に開催された第5回福島第一原子力発電所暴力団等排除対策協議会現地連絡会において、厚生労働省から偽装請負、違法派遣等について説明を行い、事業者に対する啓発を実施
- 平成26年11月に開催された第11回福島第一原子力発電所・暴力団等排除対策協議会において、警察庁より反社会的勢力への企業の対応等について講演を行い、事業者に対する啓発を実施

暴力団排除のための協議会の設置

- 平成26年3月までに、岩手県、宮城県及び福島県において、県又は市町村単位の暴力団排除のための協議会を設立

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について(概要)

復旧・復興事業からの的確な暴力団排除の推進は喫緊の課題となっており、同事業からの暴力団排除について、政府が今後、更に取り組むべき施策を下記のとおり取りまとめ、これらの施策を迅速かつ適切に実施することとされた。

- (1) 元請事業者又は受託事業者による施工体制の把握
元請事業者等に対し、労働者の雇用事業者の把握等を通じて施工体制の把握を行い、違法派遣等の防止を図るよう所要の指導・要請を実施
- (2) 違法・不審情報の共有
関係機関が把握した違法・不審情報を共有し、迅速な調査、是正、指導及び取締り等必要な措置を実施
- (3) 検査・調査の強化
事業主体、都道府県労働局、地方整備局、地方環境事務所等の関係機関による違法派遣等の実態解明等の促進及び事業者による労働者の把握状況等の確認作業の強化
- (4) 事業者に対する啓発等
事業者に対し、労働者の把握・管理の徹底等につき、暴力団排除協議会への参画等を通じた指導・啓発を実施
- (5) 暴力団排除のための協議会の設置
上記施策を効果的に実施するため、被災県等のブロック単位で暴力団排除対策協議会を設置し、国や地方公共団体等の事業主体、都道府県警察、復興局、都道府県労働局、地方整備局、地方環境事務所、事業者等の間の認識・情報の共有を推進